

定額減税補足給付金(調整給付金) のお知らせ

デフレ完全脱却のための総合経済対策として、令和6年分所得税及び令和6年度町・道民税の定額減税を実施していますが、その中で、定額減税をしきれないと見込まれる方に給付金を支給します。

対象者

令和6年度町・道民税の課税対象者で、次の①、②両方に該当する方

- ① 定額減税可能額※が令和6年分推計所得税額(=令和5年分所得税額)、または令和6年度町・道民税所得割額を上回る方
- ② 令和6年度の合計所得が1,805万円以下の方

※ 定額減税可能額とは

所得税 … (本人+控除対象配偶者+扶養親族)の人数×3万円

町・道民税 … (本人+控除対象配偶者+扶養親族)の人数×1万円

支給額

下記①+②を1万円単位に切り上げた額

- ① 所得税の定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額(定額減税前)
- ② 町・道民税の定額減税可能額 - 令和6年度町・道民税所得割額(定額減税前)

申請期限

確認書がお手元に届いてから

令和6年10月31日(木)まで

支給方法

口座振込とします

参考例 夫婦と子ども3人の世帯の場合

上記① 令和6年分 所得税
(令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額
(3万円×5人=150,000円)

税額
39,500円

減税しきれない額
(所得税分控除不足額)

150,000円 - 39,500円 = 110,500円 …… ①

上記② 令和6年度分 住民税(所得割)

定額減税可能額
(1万円×5人=50,000円)

税額 60,000円

50,000円 - 60,000円 = -10,000円
マイナスとなるので「0円」 …… ②

このケースの場合、減税しきれない額は ①+② = 110,500円

給付金額は1万円単位で切り上げた **120,000円**となります

手続きの流れ

① 同封されている「確認書」の内容に問題がなければ、必要事項を記入し、本人確認書類等を同封のうえ税務課まで返送もしくはオンライン申請してください。

※ 振込口座が記載されていない場合や振込口座の変更を希望される場合は「確認書」に振込口座を記載のうえ、振込口座が確認できる書類も同封してください。

② 返送された「確認書」を役場で受理した後、9月下旬から順次希望する口座に振り込みます。

問合せ 税務課 ☎0135-67-7091